

令和 7 年度 教育委員会 第12回定例会 議案

1 日 時 令和 7 年 9 月 16 日（火） 午後 1 時 30 分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

（1）開 会

（2）議 案

第 15 号議案 令和 7 年 9 月県議会定例会に提出する議案

…非

（3）報告事項

（4）閉 会

＜非＞第 15 号議案

令和 7 年 9 月県議会定例会に提出する議案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、下記議案に同意する。

令和 7 年 9 月 16 日

静岡県教育委員会教育長

記

（予算案）

- 1 令和 7 年度静岡県一般会計補正予算（教育委員会関係）

（条例案）

- 2 いじめ防止対策推進法に基づき教育委員会に設置する附属機関設置条例の一部を改正する条例

令和 7 年 9 月県議会定例会提出議案の概要

(予算案)

1 令和 7 年度静岡県一般会計補正予算（教育委員会関係）

(1) 総括表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	累計
教育委員会所管分	225,063,399	▲ 2,179,300	222,884,099
人件費	175,350,000	0	175,350,000
事業費	49,713,399	▲ 2,179,300	47,534,099
教育費	49,283,399	▲ 2,179,300	47,104,099
災害対策費	430,000	0	430,000

(2) 事業概要

(単位：千円)

事業名	<現計額> 補正額	説明
県立学校等長寿命化事業費	<10,207,000> △1,375,000	浜松工業高校の整備について、土壌汚染調査の実施により、全体スケジュールが後倒しになったことに伴う事業費等の減額
新県立中央図書館整備事業費	<825,000> △817,000	新図書館の整備方針見直しに伴う関連事業費の減額（埋蔵文化財調査を除く）
県立中央図書館管理運営費	<145,100> 12,700	老朽化した現図書館の空調やトイレの工事を実施するための事業費の増額

(3) 債務負担行為

ア 変更

(ア) 工事契約

(単位：千円)

事 項	区 分	工事予定額	令和 6 年度 計上予算額	債務負担行為 限 度 額	期 間
高等学校校舎建築 工事契約（浜松工 業高等学校）	変更前	2, 293, 000	161, 000	2, 132, 000	R 6 ～ 7
	変更後	2, 293, 000	161, 000	2, 132, 000	R 6 ～ 8

イ 追加

(ア) 工事契約

(単位：千円)

事 項	工事予定額	令和 7 年度 計上予算額	債務負担行為 限 度 額	期 間
高等学校校舎改修工事契約 （浜松工業高等学校）	54, 000	0	54, 000	R 7 ～ 8

ウ 廃止

(ア) 委託契約

(単位：千円)

事 項	委託予定額	令和 7 年度 計上予算額	債務負担行為 限 度 額	期 間
新県立中央図書館 I C タグ 貼付業務委託契約	195, 000	29, 000	166, 000	R 7 ～ 9

(イ) 工事契約

(単位：千円)

事 項	工事予定額	令和 7 年度 計上予算額	債務負担行為 限 度 額	期 間
新県立中央図書館整備事業 工事契約	26, 798, 000	767, 000	26, 031, 000	R 7 ～ 10

主 要 事 業 参 考 資 料

事業名	県立学校等長寿命化事業費	予算額	現計	10,207,000 千円 〈債務負担行為〉2,132,000 千円	担当課(室)	教育施設課 (内線 3235)
			補正	△1,375,000 千円 〈債務負担行為〉 54,000 千円		

1 事業目的

- ・浜松工業高等学校の整備について、土壌汚染状況調査の実施に伴いスケジュールが変更となったことから、事業計画を変更する。
- ・静岡北特別支援学校の建替事業一時中止に伴い、事業計画を変更する。

2 事業概要

(単位：千円)

区 分	R 7			R 7～8 (債務負担行為)			備 考
	現 計	補正額	累 計	変更前	変更後	補正額	
浜松工業高等学校	2,210,531	△819,123	1,391,408	2,132,000	2,186,000	54,000	期間 R 6～8
そ の 他	7,996,469	△555,877	7,440,592	—	—	—	静岡北特 支一時中 止ほか
計	10,207,000	△1,375,000	8,832,000	2,132,000	2,186,000	54,000	

3 スケジュール

区分		R 6	R 7	R 8
浜松工業高等学校	変更前		建築工事 切り回し	● 新校舎運用開始
	変更後		建築工事 切り回し	● 新校舎運用開始

主 要 事 業 参 考 資 料

事業名	新県立中央図書館整備事業費	予算額	現計 補正	825,000 千円 〈債務負担行為〉26,197,000 千円 △817,000 千円 〈債務負担行為〉 廃止	担当課(室)	新図書館整備課 (内線 3519)
-----	---------------	-----	----------	--	--------	----------------------

1 事業目的

県立中央図書館の全館移転整備について、一旦立ち止まり、整備方針を見直すこととなったため、事業費の減額を行う。

2 事業概要

(単位：千円)

区 分	内 容	R 7		R 8～ (債務負担行為)
		現 計	補正額	
全館移転 整 備	・埋蔵文化財発掘調査 (資料整理)	825,000	△817,000	△26,197,000
	・建築工事 ほか			
I C タグ 貼 付	・県立中央図書館資料への I C タグ貼付			
新サービス用 図書購入	・児童書、ティーンズ向け 図書等購入			
計		825,000	△817,000	△26,197,000

3 経緯

- 令和6年11月の入札不調の後、再入札に向け準備を進めたが、当初想定していた交付金が減額となり財源の見通しが大きく変わった。
- こうした状況を踏まえ、一旦立ち止まり整備方針を見直すこととなったため、令和7年9月議会において、令和7年度当初予算で計上した新県立中央図書館整備事業費について減額する。
- 今後は、庁内の部局横断的なプロジェクトチームの中で、年内を目途に見直しの方向性を示せるよう検討を進める。

主 要 事 業 参 考 資 料

事業名	県立中央図書館管理運営費	予算額	現計	145, 100 千円		担当課(室)	新図書館整備課 (内線 3519)
			補正	12, 700 千円			

1 事業目的

新図書館の整備は一旦立ち止まることとなったが、現図書館は開館を継続しているため、施設運営に支障をきたしている設備の修繕を実施する。

2 事業概要

(単位：千円)

区 分	内 容	R 7		
		現 計	補正額	累計
設 備 修 繕 (新規)	老朽化に伴う設備修繕 ・空調及びトイレ	—	12, 700	12, 700
そ の 他	図書館管理運営 ほか	145, 100	—	145, 100
計		145, 100	12, 700	157, 800

3 スケジュール

区 分	R 7	R 8
空調(貴重書庫、収蔵庫、子どもコーナー)	工事 ↔	
1 階トイレ	設計 ↔	工事 ↔

<参考>施設概要

区 分	現 施 設
所 在 地	静岡市駿河区谷田
完 成 年 度	昭和 43 年度
延 床 面 積	8, 817 m ²

(条例案)

2 いじめ防止対策推進法に基づき教育委員会に設置する附属機関設置条例の一部を改正する条例

教育政策課

静岡県いじめ問題対策本部（以下「対策本部」という。）に特別委員及び部会を設置するため、所要の改正を行うものである。

(1) 改正の概要

- ア 対策本部に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができることとする。
- イ 対策本部は、必要があるときは、部会を置くことができることとする。
- ウ 対策本部は、部会の決議をもって対策本部の決議とすることができることとする。
- エ その他所要の改正を行う。

(2) 施行期日

公布の日

(参考)いじめ防止対策推進法に基づき教育委員会に設置する附属機関設置条例の改正箇所

改正前	改正後
目次 第1章・第2章（略） 第3章 静岡県いじめ問題対策本部（第10条—第15条） 第4章 雑則（第16条） 附則 （会議） 第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。 2・3（略） （組織） 第12条（略） （委員） 第13条 委員は、弁護士及び精神保健に関して学識経験を有する医師その他の学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。	目次 第1章・第2章（略） 第3章 静岡県いじめ問題対策本部（第10条—第18条） 第4章 雑則（第19条） 附則 （会議） 第9条 協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。 2・3（略） （組織） 第12条（略） <u>2 対策本部に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。</u> （委員及び特別委員） 第13条 委員及び特別委員は、弁護士及び精神保健に関して学識経験を有する医師その他の学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。 <u>（任期）</u> 第14条 委員の任期は、2年とする。ただし、 <u>補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u>

(本部長及び副本部長) 第14条 (略) (準用) 第15条 第6条、第7条及び第9条の規定は、対策本部に準用する。 第4章 雑則 (委任) 第16条 (略)	<u>2 委員は、再任されることができる。</u> <u>3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。</u> (服務) 第15条 委員及び特別委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 (本部長及び副本部長) 第16条 (略) (部会) 第17条 対策本部は、必要があるときは、部会を置くことができる。 <u>2 部会に属すべき委員及び特別委員は、本部長が指名する。</u> <u>3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び特別委員の互選によりこれを定める。</u> <u>4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。</u> <u>5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員及び特別委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。</u> <u>6 対策本部は、その定めるところにより、部会の決議をもって対策本部の決議とすることができる。</u> (会議) 第18条 対策本部の会議(以下この条において「会議」という。)は、本部長が招集する。 <u>2 対策本部は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。</u> <u>3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。</u> <u>4 前3項の規定は、部会について準用する。この場合において、第1項及び第3項中「本部長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。</u> 第4章 雑則 (委任) 第19条 (略)
--	---

第12回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
報告 事項 1	新図書館整備事業に係る申入れへの対応について	非

新県立中央図書館整備に係る文教警察委員会からの申し入れへの対応

(教育部理事 (総括・新図書館担当))

(概要)

7 月 31 日、文教警察委員会から教育長に「事務の適性執行を求める申し入れ」があり、調査報告書を取りまとめたので、9/18(県議会 9 月定例会初日)の文教警察委員会に調査結果を報告する。

【申し入れの内容と対応】

○今後、二度と同様の事態が発生することがないように、県民の信頼回復に向け、**教育長**を先頭とした教育委員会及び知事部局を含めた全庁体制で下記事項について取り組むよう申し入れる。

1 本件の発生原因について徹底した調査を行い、責任の所在を明らかにすること

<対応>

- ・教育委員会に「調査検討チーム」を設置し、外部有識者の意見も伺いながら、調査報告書を取りまとめ、原因分析や責任の所在を明確化

2 交付金及び補助金を活用する業務に係るマニュアルの整備及びチェック体制の強化を図ること

<対応>

- ・「大型施設整備事業等に係る交付金、補助金申請事務マニュアル (静岡県)」を策定

3 財務規則に係るルールを明確化するとともに、職員の法令遵守の徹底及び財務会計事務に携わる職員への研修を実施すること

<対応>

- ・「財務規則の施行通達」の一部改正を行い、予算執行の原則を明確化
- ・法令遵守について、コンプライアンス研修等を実施 (今後調整)
- ・財務規則やマニュアルについて、定期的な研修や会議の開催 (今後調整)

4 財政当局をはじめとする他部局との情報共有及び連携強化に努めること

<対応>

- ・調査報告書やマニュアルにおいて、情報共有及び連携強化について明記
- ・臨時部局長会議等により、副知事から、全部局長に訓示

5 調査結果及び再発防止策の議会への報告並びに県民への謝罪を行うこと

<対応>

- ・文教警察委員会において、教育長から調査結果の報告と改めての謝罪